

知れば知るほど怖～いマイナンバー制度

2016.218 たんぽぽ舎ボランティア 横田朔子

2月9日スペースたんぽぽで「ほんとにヤバイマイナンバー」というホットなテーマの講座を受講した。講師の白石孝さんは、「共通番号いらぬネット・反住基ネット連絡会」等で一貫して国家の国民総監視体制強化、人権侵害等の危険性に警鐘を鳴らし、闘ってきた方である。

一昔前「国民総背番号制」が浮上した時は、文字通り全国民に番号をつけて、個人の資産、病歴・「障害」等の医療情報、思想、逮捕歴に至るあらゆる個人情報に国家が掌握できる制度で、市民・労働者・野党の反対運動が盛り上がり、頓挫した。

しかし2016年1月から始まった「マイナンバー制度」は、ネーミングからしてその本質が見えにくい。マイボール・マイ…何とかのように個人専用の大切な物というイメージだ。しかもテレビの政府広報のCMでは可愛いウサギのマイナちゃんが、「マイナンバーを申請しなきゃあ」という気にさせる文句を日々垂れ流している。

昨年、普天間基地の辺野古移設反対、原発再稼働反対、戦争法制反対等の運動が盛り上がっている隙間をぬうかのように「マイナンバー制」はスルーされてしまった。

今回の講座は、基礎的な仕組みから諸外国の実情、問題点と危険性、安倍政権の今後のマイナンバー制度推進ロードマップ（案）の検証等多岐にわたる講演内容で、私自身十分に咀嚼できてはいないが、概略と印象に残った点を報告したい。

【マイナンバー（共通番号）制度の仕組みと問題点】

1. マイナンバー制度とは

まずこの制度の仕組みを理解することが出発点である。

「マイナンバー」は民主党政権時に公募で選ばれた通称。法律の正式名称は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」で、略称として「社会保障・税番号法」とか「番号法」が主に使われている。しかし、民主党政権時の「社会保障・税番号大綱」（2011年6月30日策定）と、安倍政権の「マイナンバー制度」の中身はかなりの相違がある。

諸外国でも「マイナンバー制度」と同様の制度が実施されているが、その目的・内容は異なっているので簡単には比較できない。日本のマイナンバー制度は、「番号制度」と「カード制度」という2つの異なる仕組みを見分ける事が重要。

評価のポイントは、「番号」→①見えるか見えないか②生涯不変かどうか③利用分野が限定か無限定か。「カード」→①IC仕様かプラスチックか紙かあるいは無いか②目的ごとに別個なのか③1枚か④取得は義務か任意か

1) 番号

<住民票コードとマイナンバーの違い>

マイナンバーは法人と個人に付番される。個人の場合現行では住民登録（日本人及び外国人約1億2800万人）＝住民票コード（11桁）がある。マイナンバー（個人番号）とどう違うか。

現行の住民票コード	マイナンバー（個人番号）／12桁の番号
①見えない（社会的に公表されない）	①見える
②変えられる（個人が希望すれば変更できる）	②生涯不変（個人が希望しても変更不可）
③利用分野は行政内部に限定（99%は年金照合に利用されている）	③広く民間分野でも利用される *個人情報の大量流出事件の続出の危険性大

2) カード

- 目的（運転、旅行）
- 本人確認

<カードは義務か任意か>

義務（強制）	任意（申請）＝強制されない
韓国、シンガポール、エストニア、スウェーデン等北欧の福祉国家。社会主義国・宗教や民族が混在している国も導入しているところが多い。	日本ほか。 *「役所に申請しよう」というテレビのCMに、申請＝義務と勘違いする人が少なくないので、要注意。

<カードの普及>

住基カード（自治体の権限）	個人番号カード（国の権限）
・2003年～2013年→800万枚。 目的無し。約100の自治体で10年間の普及率はわずか5%にすぎない。	*政府の「マイナンバー制度活用推進ロードマップ（案）より ・2016年1月末 700万枚（6%） ・2016年1月～2017年3月→1000万枚 ・2017年4月～2019年3月→8700万枚

住基カードの低普及率に比べて、（カード取得は任意制にもかかわらず）マイナンバーカードに対する安倍政権の意気込みたるや凄まじい！ 本音は義務化ではないだろうか。

2. 安倍政権の<3つのメリット>をうのみにはできない

- ①行政の効率化（手続きが正確で早くなる）
- ②国民の利便性の向上（面倒な手続きが簡単に）
- ③公平・公正な社会の実現（給付金などの不正受給の防止）

①→プラバシーの侵害

②→初期導入経費だけで6000億円（国税3000億円+地方負担3000億円）という膨大な税金を投入。更に3兆円市場と言われている。国民は破天荒な税金等をつぎ込んでまで、わずかな利便性を本当に望むだろうか。

③→管理・監視社会の強化（詳細は後述）

3. 諸外国の番号制度の実情

●韓国…1962年朴チョンヒ軍事政権下で導入。民主政権になっても利便性で維持され、広く民間分野で生涯不変の個人番号が使用されている。パスポート、運転免許証、健康保険証、個人疾病情報等々多方面で利用され、検察・警察の任意照会に対しても殆んどの病院は応じているようだ（韓国の病院で拒否している精神科医の話）。白石さんは、特に「遺伝子データベースと個人IDが連動する」事の危険性を強調している。インターネットでも「実名制」を導入（2012年8月、憲法裁判所で違憲判決が出て見直し）、携帯電話も番号確認で販売されたため、個人番号に紐づいた個人情報大量に流出する事態になっている。

●アメリカ…民間で広く個人番号（社会保障番号）が使用されている。5%の世帯が成りすまし等の被害に遭い、国防総省では使用を止め、独自番号に切り替えた。高齢者医療制度でも個人番号使用を止める大議論が起こっている。

●イギリス…労働党政権が2006年、ID・身分登録証明カード法を制定。全国民に順次、身分登録証、番号カードを導入。2013年には義務化の政策であったが、2010年の総選挙で労働党が敗退。保守党と自由民主党の連立政権下で、「前労働党政権下で弱体化された市民的自由の回復」のための政策プログラムとして、①ID・身分登録証明番号カード制の廃止、国家身分登録台帳の廃止及び次世代型生体認証式パスポートの導入撤回②監視カメラの濫設規制③保護者の許可なしに学校で子どもの指紋採取の禁止、などとなっている。

●オーストラリア…共通番号制ではなく限定的な税者番号制を実施。強制ではなく、例えば信用度の低い取引相手には番号を通知せず、その時は最高税率で源泉徴収して、確定申告時に還付請求ができる仕組み。更に税務当局が年間を通じて納税者の所得情報を把握し、それを記入した

申告用紙が送られてくるなど、税の補促では日本を上回る制度が実施されている。

4. 韓国における個人情報流出事件

韓国で公表されたデータを下に白石さんが作成した資料「韓国における個人情報流出事件」によると、2008年1月「オクジョン」の1863万人～2014年1月「カード3社（KB国民カード、ロッテカード、農協カード）」の1億400万人に至る**6年間で15件、2億3719万人の個人情報の流出事件**が起きている。韓国の人口は約5000万人。赤ん坊を含めた国民一人当たり4～5回もの流出事件の被害に遭っている計算だ。番号流出の規制法はあるものの、不正流出は避けられないのが実態である。

「番号は便利なので、拡張していく宿命にある」という白石さんの言葉通り、利便性・効率性より危険性のデメリットがはるかに大きいと言えよう。

5. 安倍政権が構想しているマイナンバー制度の全体像

<自民党の「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ（案）」より抜粋して筆者が表作成>

2016年	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー制度導入 ●ワンカード化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員身分証（自衛隊員含む）→1月～ ・民間企業の社員証、民間企業のポイントカード→4月以降 ・ICチップの民間開放→4月 ・公的個人認証の民間開放→1月～ ・住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本のコンビニ交付→
2017年	<ul style="list-style-type: none"> ●ワンカード化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・興業チケットや携帯電話（SIMカード）の本人確認販売 ・タバコや酒の自販機で年齢確認利用に向けて関係者と協議のうえ実現（～2019年） ・個人カードをデビットカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券などとして利用⇒ワンカード化の促進⇒スマホ等のデバイスにダウンロードして代用できるよう研究・関係者との協議のうえ実現（2017年～2019年） ・資格試験や入学試験の受験証として活用⇒替え玉受験対策
2018年	<ul style="list-style-type: none"> ●ワンカード化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証法の見直し ・番号制度見直し（利用範囲の拡大） ・戸籍制度見直し ・個人番号カードと運転免許証との一体化 ・個人番号カードと医師免許との一体化⇒教員資格の確認・更新忘れ対策が容易に ・学歴証明（卒業証明書） ・健康保険証オンライン資格確認⇒個人番号カードを健康保険証として利用 ・個人番号カードをお薬手帳として利用
2019年	新技術にも対応したITイノベーション社会（～2020年）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票を有しない在留邦人や訪日外国人に在外公館において個人番号カード交付 ・海外転出者に個人番号カード（公的個人認証）の継続利用を認める ・在外邦人管理制度の創設 ・選挙制度の見直し ・旅券制度の見直し ・医療機関、介護施設等の間での医療・介護・健康情報の管理・連携 ・死亡ワンストップサービスの実現⇒あらかじめ本人が登録した事業者等と死亡情報を共有し、相続手続き等を円滑

2020年	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ入館規制 ・オリンピック入館規制 ・個人番号カードもスマホも持たずに予め本人確認のうえ登録した生体情報で代用も可能に ・バーチャルレジデントサービスの提供 ・在外邦人が国政選挙にネットで投票可能に ・全国民が個人番号カードを保有できる⇒すべての国民が安心安全にネット環境を利用できる権利を有する世界最先端 I T 国家へ!
-------	---	---

ロードマップ（案）の最後に以下の3点が記載されている。

安全安心な官民のオンラインサービスの拡充と利便性向上

安全安心にビッグデータ・パーソナルデータを利活用し、国民利益に還元する社会

国民が情報を管理される社会から、国民が事故情報を管理・コントロールする社会へ

1点目はともかく後の2点を信じる国民がどれほどいるだろうか。

6. 番号法本体の施行前に法改定し、民間利用に大きく踏み込む

安倍政権は、2013年5月の番号法成立までは番号の利用は法律で定めた**公的分野**でしか使わない、**社会保障**に利用としていたが、その後大転換を図った。『世界最先端 I T 国家創造宣言』

(2014.6.24 閣議決定)で、「さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図る」とし、制度の主たる担い手の地方公共団体の要望等を踏まえ所要の整備を行うと、2015年3月に**改訂番号法案（以下の3点）**を上程。

- 1) 預貯金口座へのマイナンバーの付番
- 2) 医療等分野における利用範囲の拡充等
- 3) 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

預貯金口座への個人番号付番は、生涯不変の個人番号を民間分野での広範な利用を可能にする先鞭をつけたものと言える。この事は、韓国の個人情報流出事件が示すように、大量の個人情報流出、成りすましや詐欺犯罪（もうすでに起きている）につながることは明白と言えよう。

7. 個人番号カード～「ワンカード」化と生体認証

「通知カード」と一緒に同封された「個人番号カードの申請書」は、強制ではなく申請＝任意取得カードである。しかしリーフレットの内容の大半がカード申請に関するもので、任意とか選択制の説明はなく、申請書に写真を貼付して提出すればよいと思いがちだ。「**申請とは強制ではない**」事の説明は、この制度の根幹に係る**重要事項**であるにもかかわらず説明抜きというのは、どう考えても意図的としか言いようがない。

任意取得とは裏腹に、全国民の個人番号カード化を推進したい安倍政権は、スマホなどW E V申請ができ、更に会社ぐるみ、学校法人丸ごと申請も推奨している。

聞き慣れない「**生体認証**」の登録とは何なのか。顔データ、指紋、虹彩などを登録する意味だそう。犯罪歴の有無にかかわらず全ての国民一人ひとりを対象にするという、世界に類をみない超管理・監視社会に向けて安倍政権は暴走しようとしている。絶対にくい止めねばならない。

8. 何のための番号制度か

マイナンバー制度は「**社会保障と税の一体改革（税の公正・公平）**」をめざすところからスタートした。ところが、今やキャッチフレーズは「役所の手続きで住民票等の添付資料が不要になって便利」「行政が効率化される」といった程度のものだ。そんな事のために3兆円を超える膨大な経費を投入するなど誰が考えてもおかしい。

では**本当の狙い**は何か。適正化の対象は、例えば副業禁止の会社に内緒でアルバイトをしてい

る人とか、扶養控除額を超えて働いている学生アルバイトや主婦パートだ。この適正化は「正論」と言えるが、年収100万～500万位の貧困層や中間層への課税と徴税適正化が狙いなのだ。

一方、大企業や資産家に対する税金はどうか。大企業は租税特別措置法を活用して法人税を殆んど払っていないのが実態である。累進課税についても、1986年の所得税+住民税最高税率は88%→今は55%に引き下げられている。更に資産家優遇の分離課税制度等、税制度そのものが大企業や金持ちを優遇する仕組みになっている。にもかかわらずこの根本的な矛盾・問題にメスを入れない税制改革とは、とどのつまり庶民のふところを徹底して洗い出す「課税の適正化」に他ならない。安倍政権はマイナンバー制度の本当の狙いを国民に隠蔽したままスタートさせ、定着させようとしている。

9. あぶり出し社会、監視社会の到来

白石さんのもとには多くの人々からの相談が寄せられており、また、社会運動団体を通して様々な訴えや意見を聞く機会が増えているようだ。例えば、

①LGBTとりわけ性同一障がいの方が、「会社に性別を記載した個人カードや通知カードを提示せざるを得なくなる」

②在日外国人が通称名で勤務しているところ、本名記載のカードを提示せざるを得ない。

など、本人の意思を超えたところで、国が勝手に人権に関わる個人情報さらけ出す典型例ではないかと、白石さんは指摘する。

③日雇い労働者の労働、医療相談に取り組んでいる皆さんとの意見交換では、「雇い主も労働者も、敢えて本人確認をしないで雇い、働いている」「それも全部が実名化されるのか」という声もあがっているようだ。

「1億3千万人近い人々が暮らす日本。いろいろな人生があり、仕事があり、事業があり、裏社会もある…」という白石さんの言葉には、多様な人間の生き方に共感する社会でありたいという願いが刻まれていると感じた。

所得や資産を100%把握している国は、世界のどこにもなく、福祉給付100%もあり得ない。不正や過誤申請や給付も一定程度あるのが普通で、それらを国が番号制度を使って100%把握し、管理するとなれば、超管理国家になる。住民管理制度と課税・徴税制度の徹底は、「100%あぶり出し社会」への道だと、白石さんは警告する。

10. マイナンバー制度を廃止させよう（白石さんの提起）

(1) 制度の全面的な見直しの世論を盛り上げよう

①個人番号の利用は、公的機関内部でのやり取りにさせる。

②納税者番号制度に限定させる。

(2) 部分的な改正要求もあり得る

①個人番号変更を制度として認めさせる。

②雇用主、取り引き相手の事業者などへの個人番号通知を選択制とさせること。

(3) マイナンバー制度は危険だという事を拡げる

①マスコミに投書、投稿などする。

②国会議員、自治体議員に働きかける。

③各地の集会、街頭宣伝などに参加する。

運動論については残念ながら時間不足で討論できなかった。

今後、「個人番号カード」の提出を求められる機会が増え、一人ひとりがどう対処すればいいのか、まだまだ分からない事だらけである。今回の講座を第一歩として、マイナンバー制度の問題性・危険性をより深く追及しながら、具体的な行動に取り組んでいきたいと思う。